# 甲斐市暴力団排除条例の制定について

## ◇制定趣旨

平成27年7月1日施行

#### ■基本理念

暴力団3ない運動、暴力団事務所を開設させない ことを基本理念とし、社会全体が協力して、 「警察VS暴力団」から「社会VS暴力団」

への意識改革を行います。





#### 自主的な暴排活動、情報提供

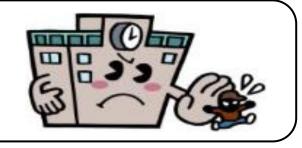


- ■市、市民、事業者の責務
  基本理念にのっとり、
  - ・市は、暴力団の排除に関する総合的な施策を推進します。
  - ・市民、事業者は、自主的に暴力団排除活動を推進し、暴力団 情報を市、関係機関、関係団体に提供することに努めます。

## ◇青少年の健全な育成を図るための措置

■青少年に対する指導等

市は青少年に対し、暴力団排除の重要性、 暴力団への不加入、暴力団員等による犯罪の 被害をうけないよう教育を行い、市民等も協 力して青少年を指導します。



## ◇暴力団の排除に関する基本的施策等

■不当な要求に対する措置

市は、職員が暴力団員等による不当な要求に適切に対応するために必要な指針の策定、体制の整備をします。

■市の契約事務における暴力団の排除

市は、暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者を市が実施する入札等から排除します。

■公の施設の利用制限

市が設置した公の施設の利用が暴力団の活動を助長すると認められるときは、施設利用を許可若しくは承認しません。



やはたいぬ君も暴力団排除を推進します。

### ■市民等に対する支援

市は、市民等が自主的に暴力団排除 活動を行えるよう、情報の提供、助言、 指導等の支援を行います。



■県への協力

市は、暴力団排除に関し、県に情報の提供、技術的助言等の協力を行います。

#### ■広報啓発

市は、市民等が暴力団排除の重要性を 認識するよう、山梨県暴力追放運動推進 センター等と連携しながら広報啓発活動 を行います。

#### ■安全の確保

市は、暴力団排除活動により、暴力団から危害を加えられるおそれのある方の安全を確保するため、警察官による保護の依頼等の措置を行います。

## ◇暴力団員等に対する利益供与の禁止



- ■利益供与の禁止
  - ・暴力団を利用するために、用心棒代等を渡すことを禁止します。
  - ・暴力団に協力するために、暴力団が販売する物品等に不当な多額 の金銭を支払うことなどを禁止します。
- ■利益供与を受けることの禁止

情を知って暴力団員等が、上記の違反となる利益の供与を受けることも禁止します。

## ◇祭礼等における措置

- ■主催者は、花火大会等の行事に関し、次の行為をしてはならない。
  - ・当該行事に関し暴力団を利用すること。
  - ・暴力団員等であることを知りながら、運営に関与させること。
  - ・暴力団員等であることを知りながら、露店、屋台店その他これらに類する店を出させること。